

1 促進方針の作成に向けた取組方針

(1) 「呉市全体の方針」の考え方

国のガイドラインでは、促進方針の作成にあたっては、移動等円滑化促進地区における方針と併せて、市全体の方針を示すことが重要とされています。

本市においても、促進方針の上位計画となる「第5次呉市長期総合計画」における目指すべき姿『誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち』等の考え方に即すると共に、「呉市都市計画マスタープラン」や「呉市地域公共交通網形成計画」等の関連計画を踏まえ、呉市全体の方針を検討します。

この方針には、将来に向けた市内全てのＪＲ駅をはじめ、多くの人が利用する道路や建築物等のバリアフリー化の方針に加え、市民ひとりひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」の方針も位置付けるものとします。

(2) 「移動等円滑化促進地区」の考え方

移動等円滑化促進地区の設定要件に基づき、本市の現況を踏まえ、多くの人が利用するＪＲ駅等を含む地区について、移動等円滑化促進地区の設定及びバリアフリー化の方針等について検討します。

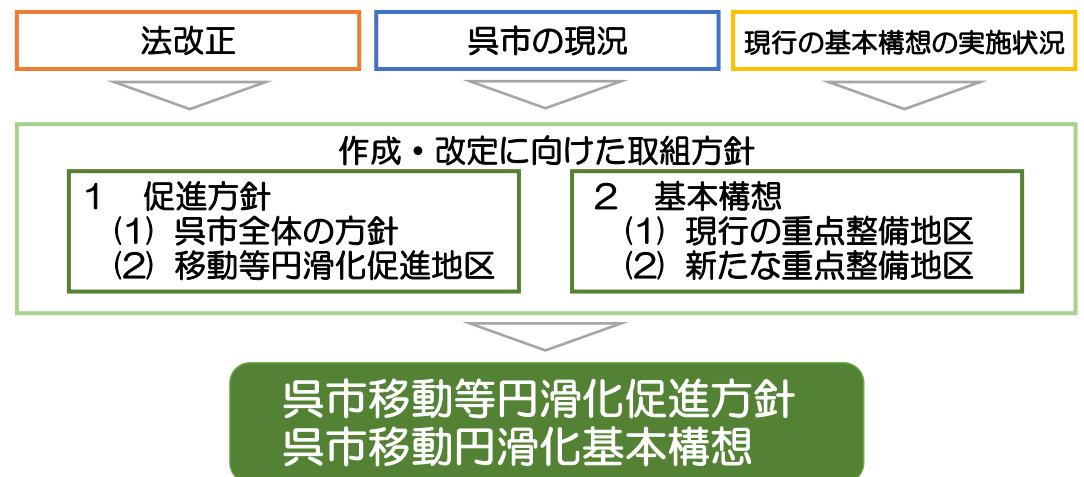
2 基本構想の改定に向けた取組方針

(1) 「現行の重点整備地区」の考え方

特定事業の実施状況を踏まえ、取組を継続するとともに、区域の見直しや生活関連施設及び生活関連経路の設定を検討します。

(2) 「新たな重点整備地区」の考え方

現行の重点整備地区に加え、重点整備地区の設定要件に基づき、新たな重点整備地区の設定を検討します。



3 移動等円滑化促進地区の設定

(1) バリアフリー法における促進地区の要件

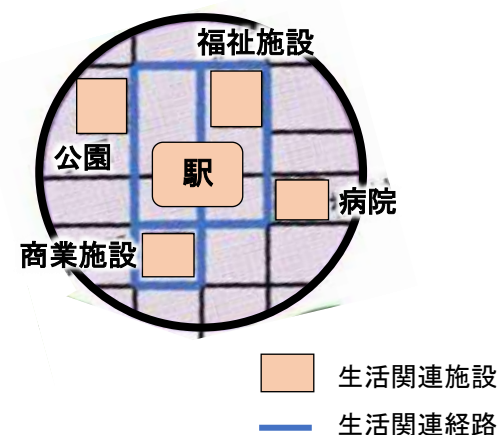
バリアフリー法では、移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」といいます。）の要件が次のように定められています。

- ① 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
- ② 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること
- ③ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、原則として生活関連施設がおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区とされています。

<促進地区のイメージ図>

【移動等円滑化促進地区】
バリアフリー化の方針を定める地区



(2) 促進地区の設定の考え方

バリアフリー法における促進地区の要件を踏まえ、本市では、次の考え方により促進地区を設定します。

① 候補地区の選定

本市では、市域を東西に運行するＪＲ呉線とＪＲ駅を起終点とする路線バス、路線バスと連絡する生活バス、乗合タクシーが市民の移動手段として市内を網羅しています。これらのＪＲ駅や主要なバスの乗り継ぎ拠点の周辺には公共施設や商業施設等が集まっており、市民の暮らしの中心となっています。

このため、ＪＲ駅及び呉市地域公共交通網形成計画に位置付けられた交通結節点を中心とした地区を促進地区の候補とします。その結果、次の１３地区が候補地区となります。

＜促進地区の候補＞

区分	地区の中心となる駅・交通結節点	地区名
現行の基本構想により重点整備地区に定められている地区	J R呉駅, 中央地区（呉駅）※ ¹	① J R呉駅・呉港周辺地区
	J R広駅, J R新広駅, J R安芸阿賀駅, 広地区（新広駅）※ ¹	② J R広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区※ ²
新規に検討を行う地区	J R呉ポートピア駅	③ J R呉ポートピア駅周辺地区
	J R天応駅	④ J R天応駅周辺地区
	J Rかるが浜駅	⑤ J Rかるが浜駅周辺地区
	J R吉浦駅	⑥ J R吉浦駅周辺地区
	J R川原石駅	⑦ J R川原石駅周辺地区
	J R仁方駅	⑧ J R仁方駅周辺地区
	J R安芸川尻駅	⑨ J R安芸川尻駅周辺地区
	J R安登駅	⑩ J R安登駅周辺地区
	J R安浦駅	⑪ J R安浦駅周辺地区
	昭和地区（昭和市民センター周辺）※ ¹	⑫ 昭和市民センター周辺地区
	警固屋地区（鍋棧橋）※ ¹	⑬ 鍋棧橋周辺地区

※¹ 呉市地域公共交通網形成計画に位置付けられた交通結節点

※² 現行の基本構想作成後、地区内に新規に建設されたJ R新広駅を地区名に追加

② 区域の設定

促進地区の区域は、徒歩で移動が行われる区域であることから、ＪＲ駅及び交通結節点を中心に半径 500m※の範囲とします。

ただし、現行の基本構想における重点整備地区であるＪＲ呉駅・呉港周辺地区及びＪＲ広島駅・新広島駅・安芸阿賀駅周辺地区については、現状の区域を基本とします。

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている高齢者徒歩圏

③ 生活関連施設の設定

本市では、国のガイドラインを基に、高齢者や障害者をはじめ多くの人が利用する施設を生活関連施設として、次の表のとおり位置付けます。

＜本市で設定する生活関連施設＞

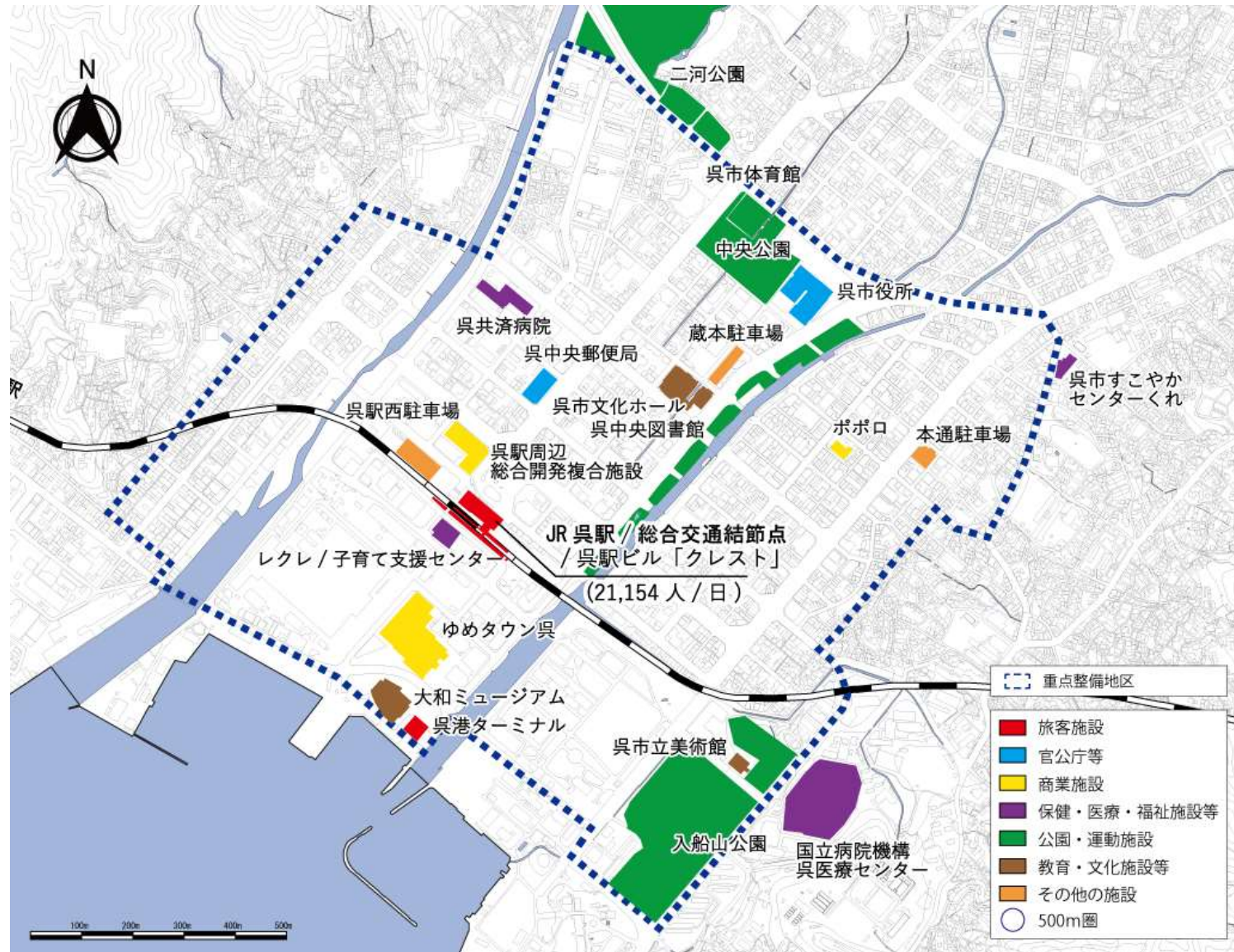
区分	対象施設
旅客施設	ＪＲ駅、交通結節点
官公庁等	市役所、市民センター
	郵便局（地区によっては主要な郵便局）
教育・文化施設等	図書館、博物館、美術館
	文化ホール、市民ホール
	まちづくりセンター
保健・医療・福祉施設	地域医療支援病院※
	保健所、公立の子育て支援施設
商業施設	ショッピングセンター（床面積 2 千㎡以上）
	今後市街地開発等で建設される大型複合施設
公園・運動施設	都市公園のうち、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
	公立の体育館
その他の施設	市営路外駐車場

※医療法に基づく地域医療の確保を図るための病院で、病床 200 床以上、紹介患者中心の医療を提供する等の要件により都道府県知事が承認するもの

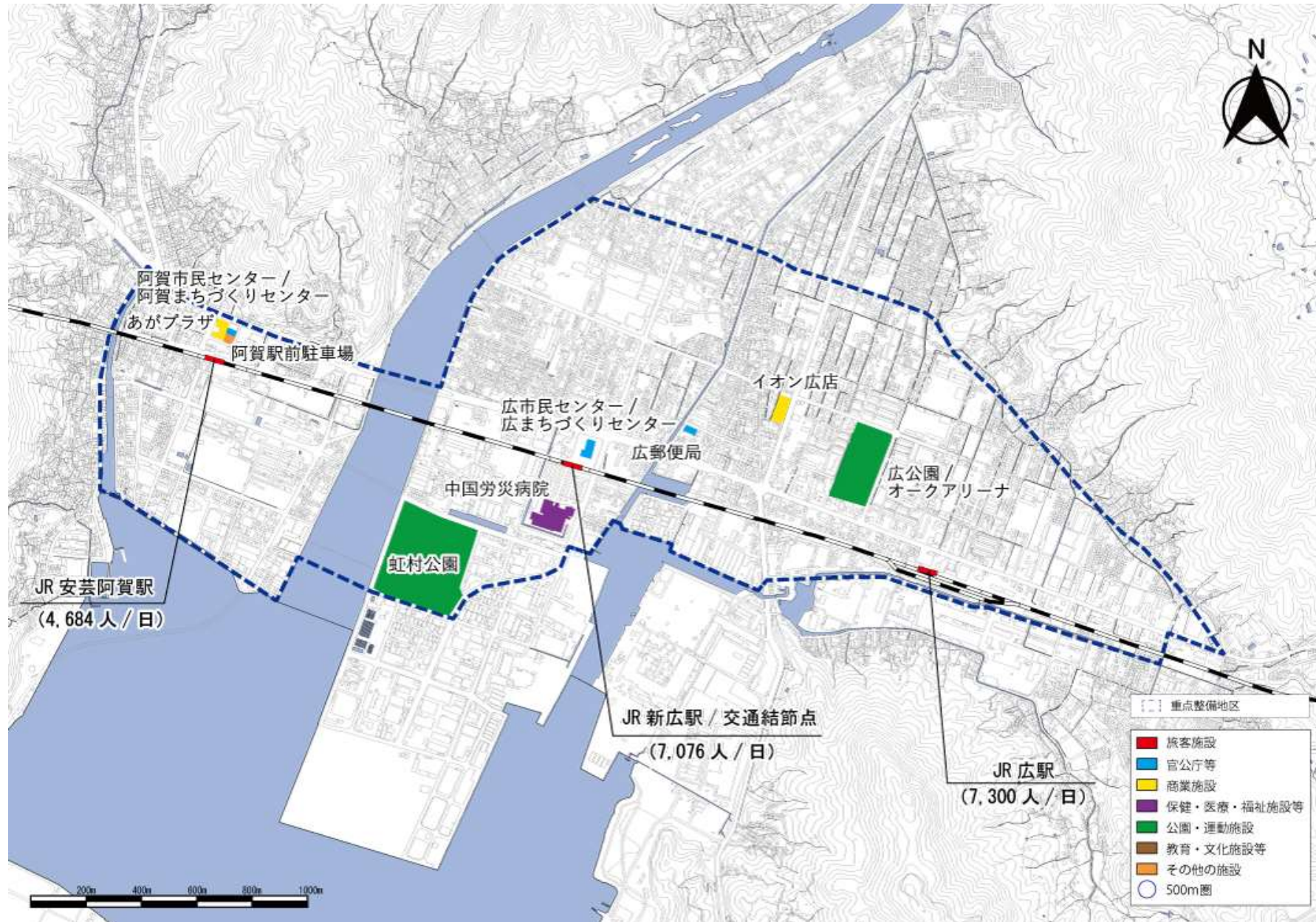
(3) 候補地区の現況

候補地区の区域における生活関連施設の分布状況は次のとおりです。

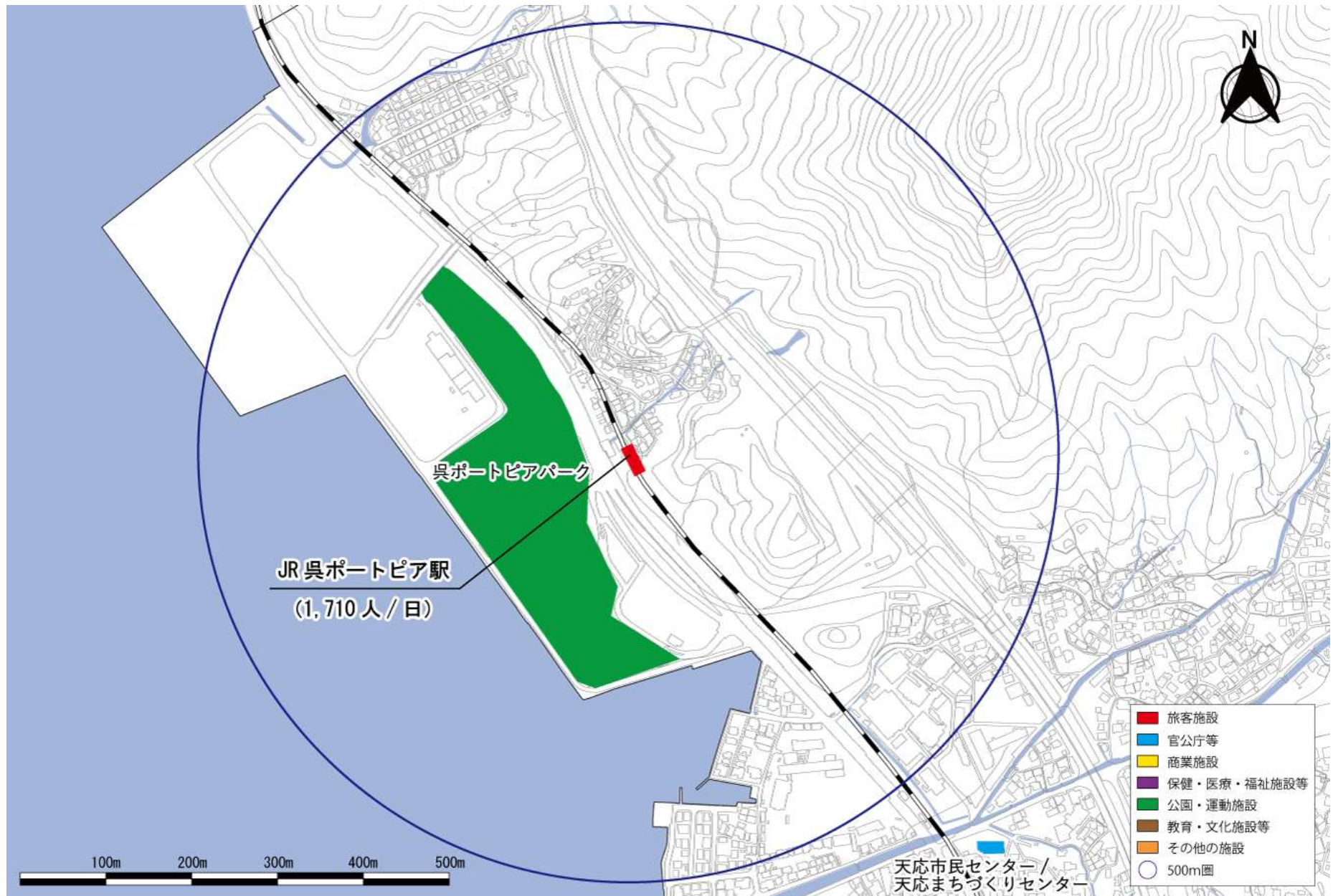
① JR呉駅・呉港周辺地区



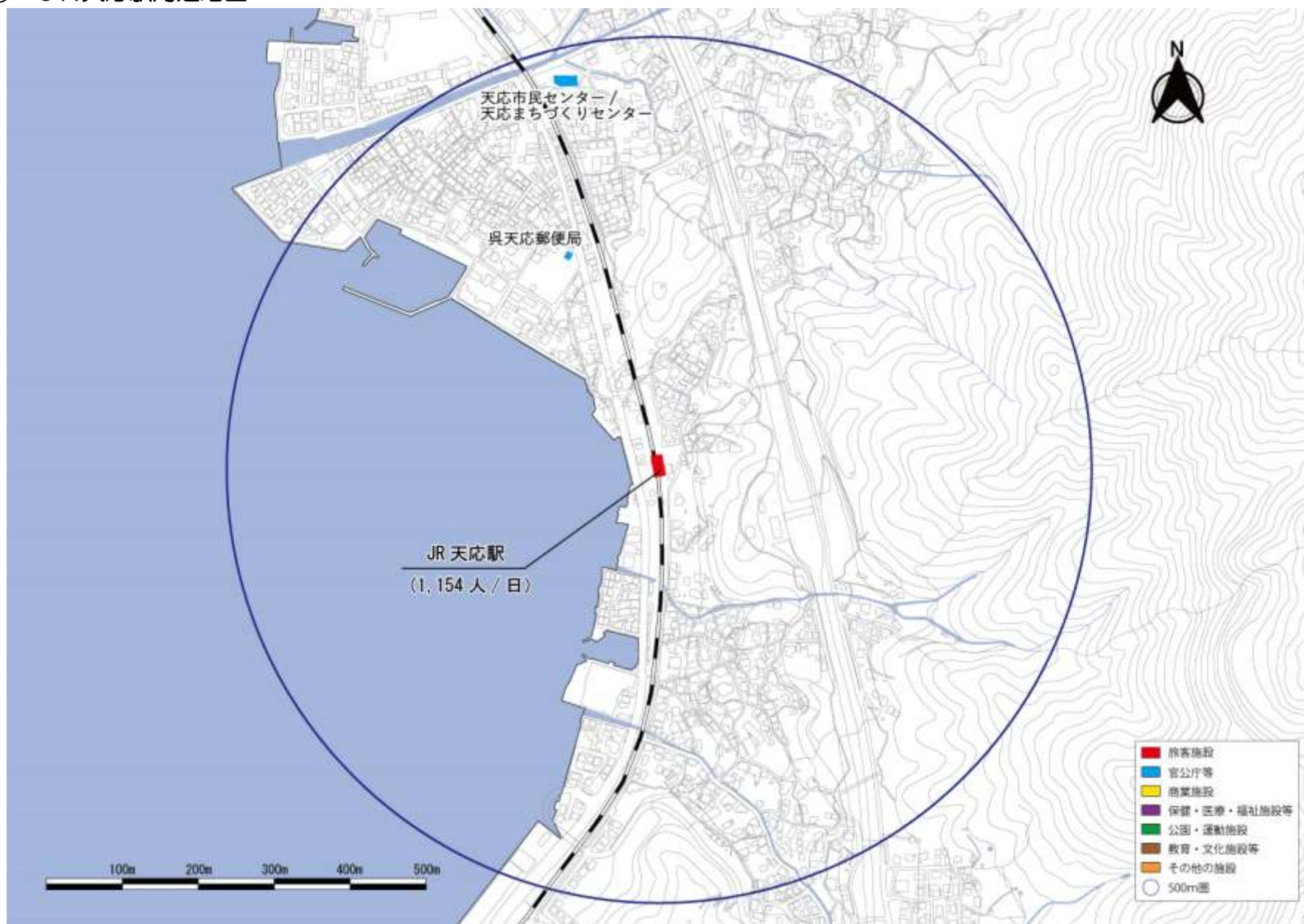
② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区



③ JR呉ポートピア駅周辺地区



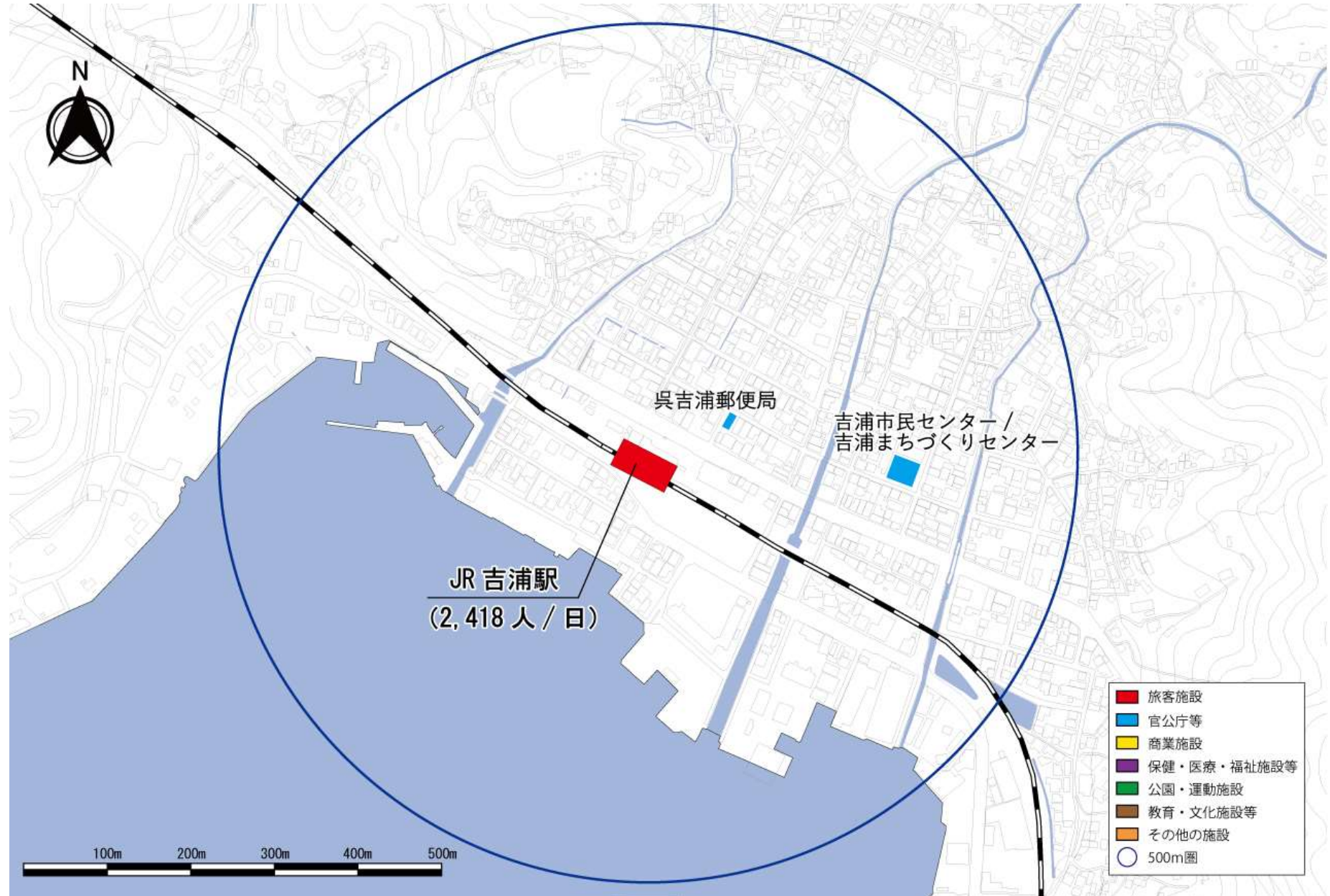
④ JR天応駅周辺地区



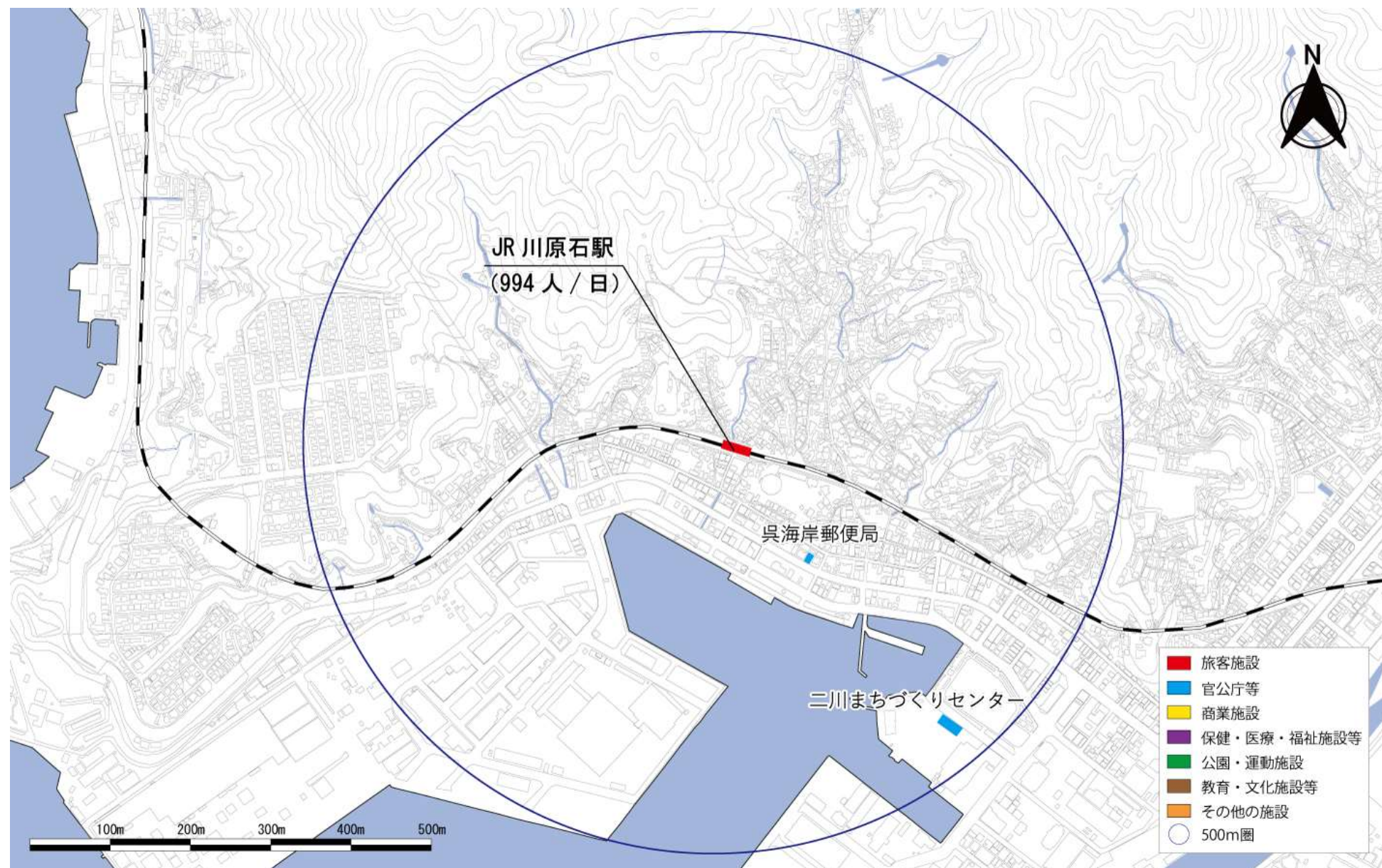
⑤ JRかるが浜駅周辺地区



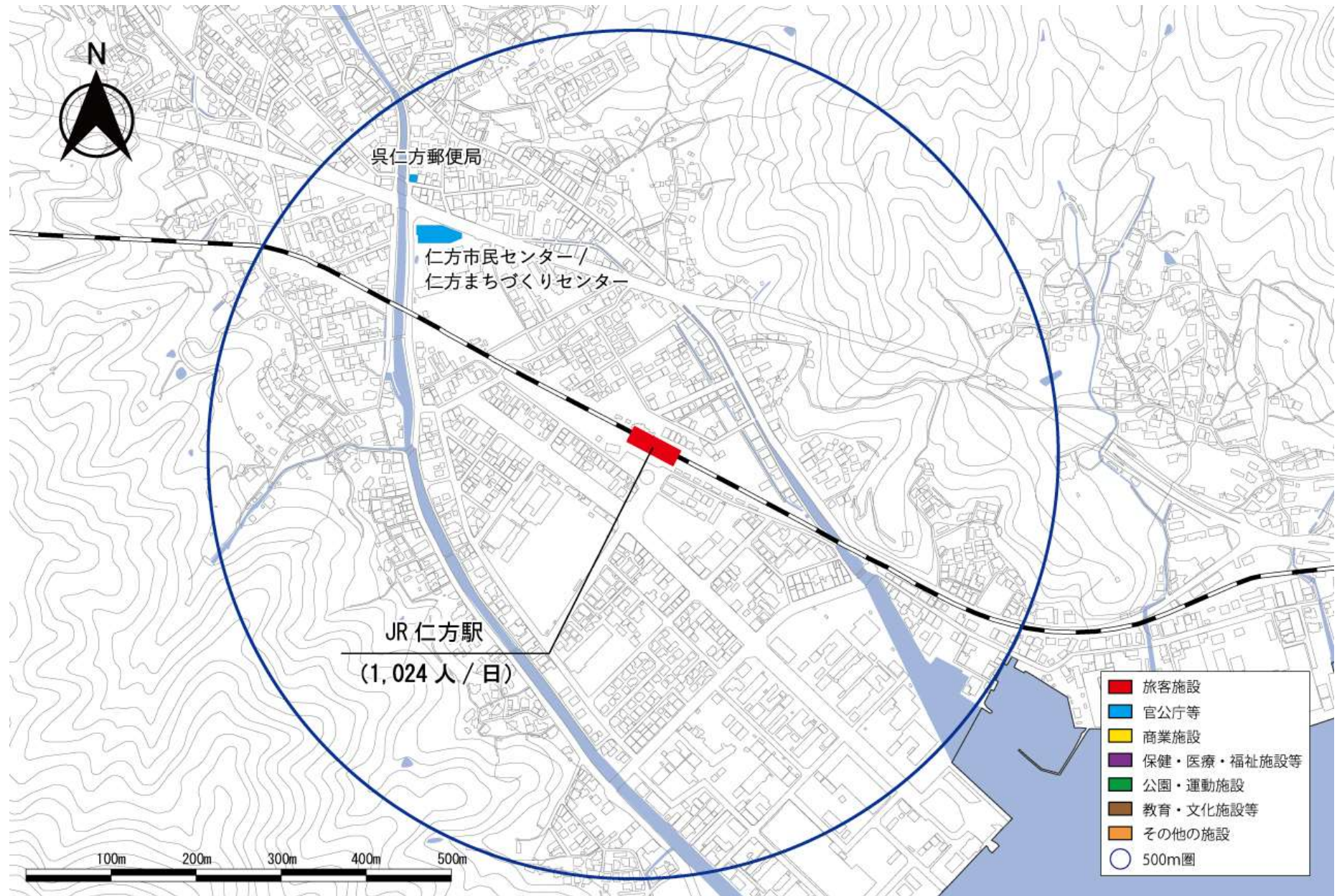
⑥ JR吉浦駅周辺地区



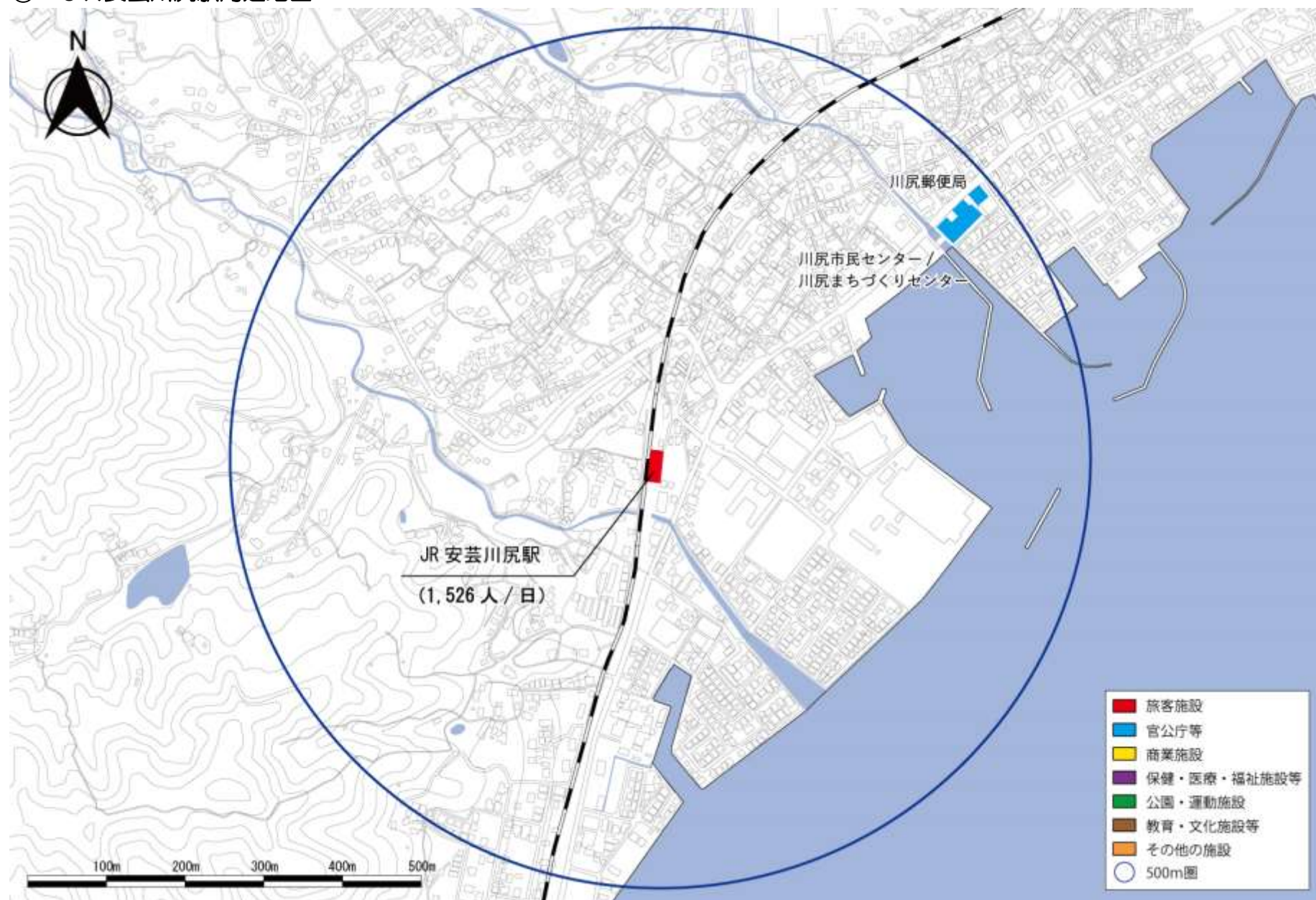
⑦ JR川原石駅周辺地区



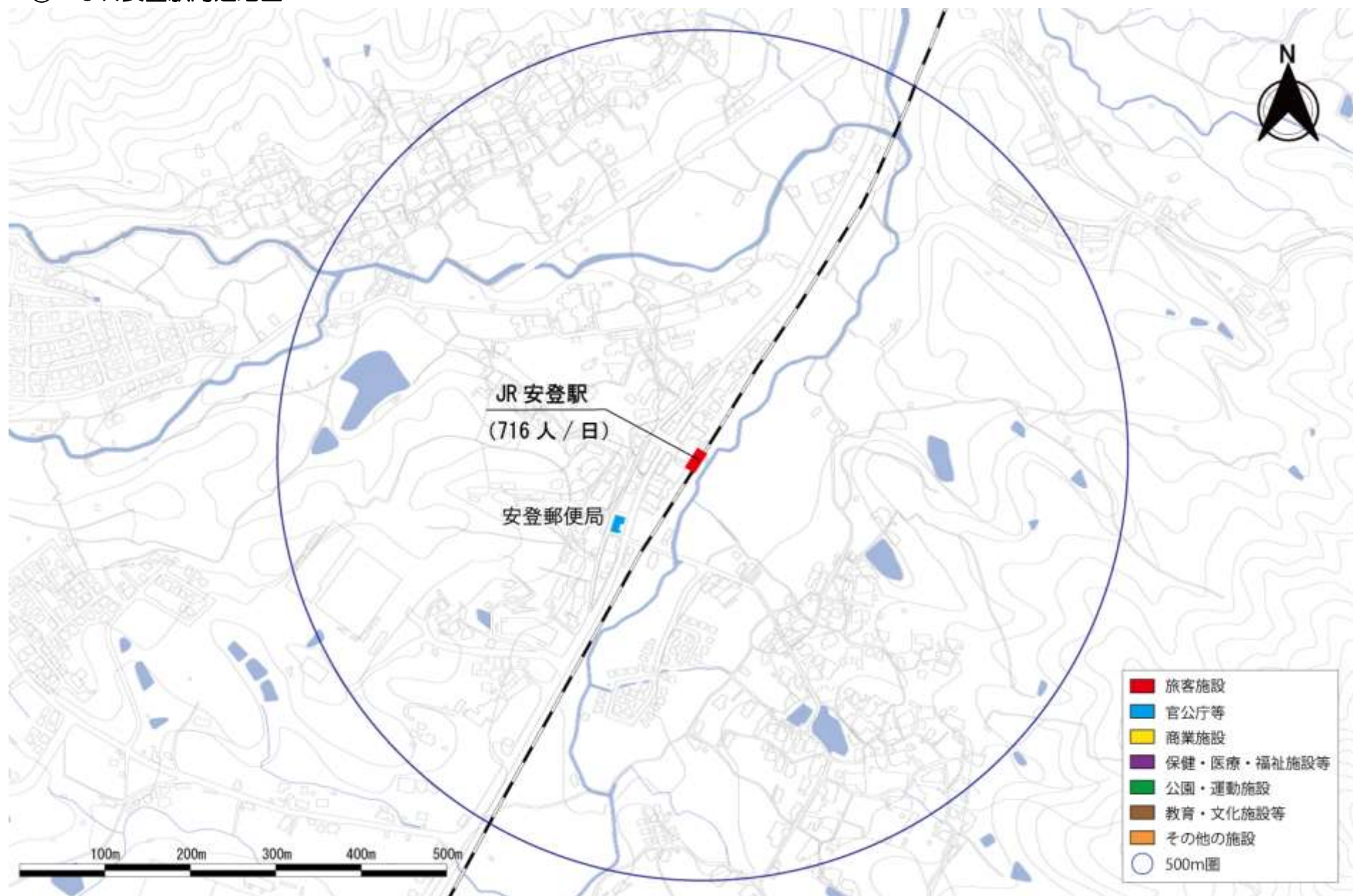
⑧ JR仁方駅周辺地区



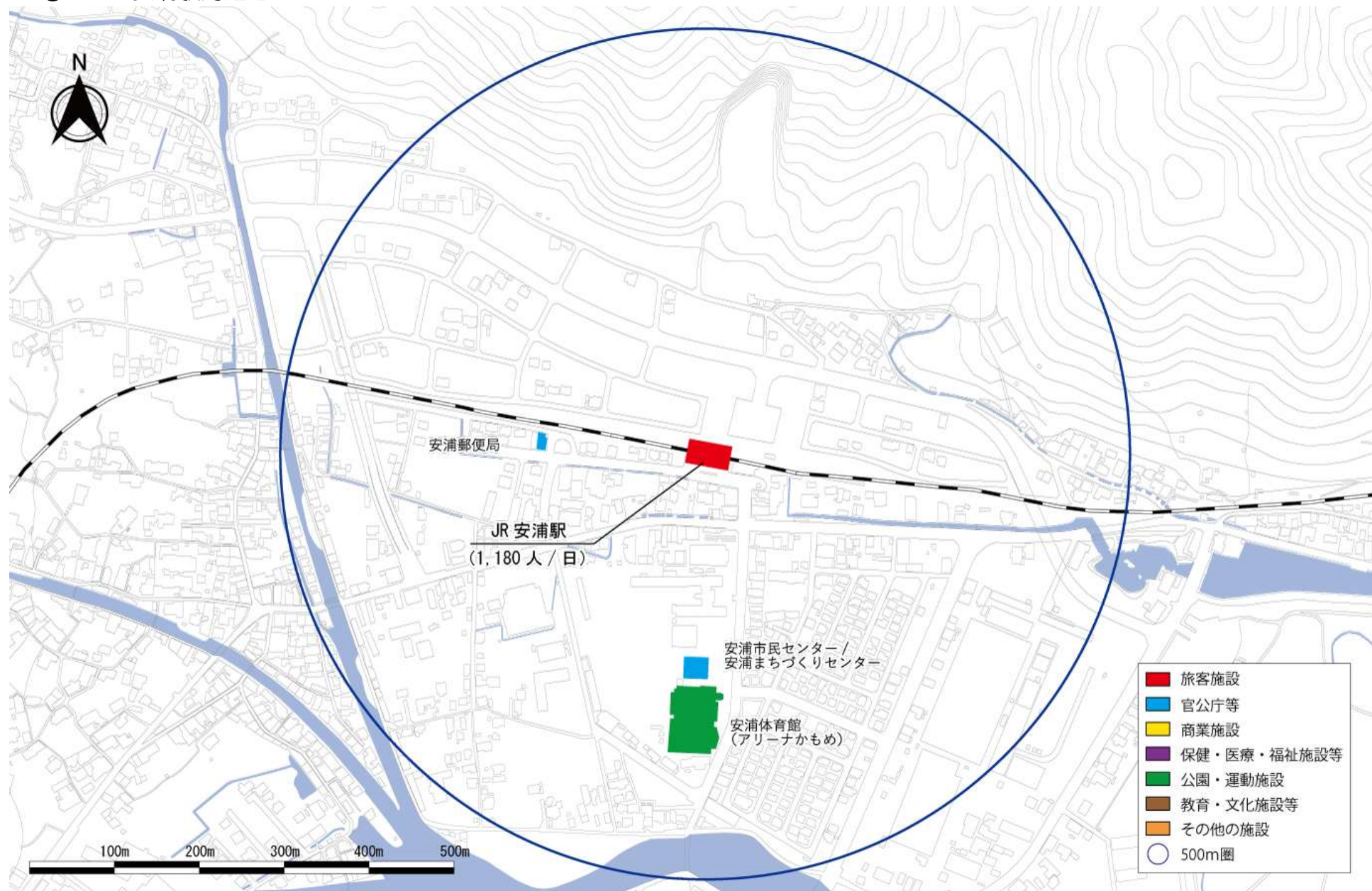
⑨ JR安芸川尻駅周辺地区



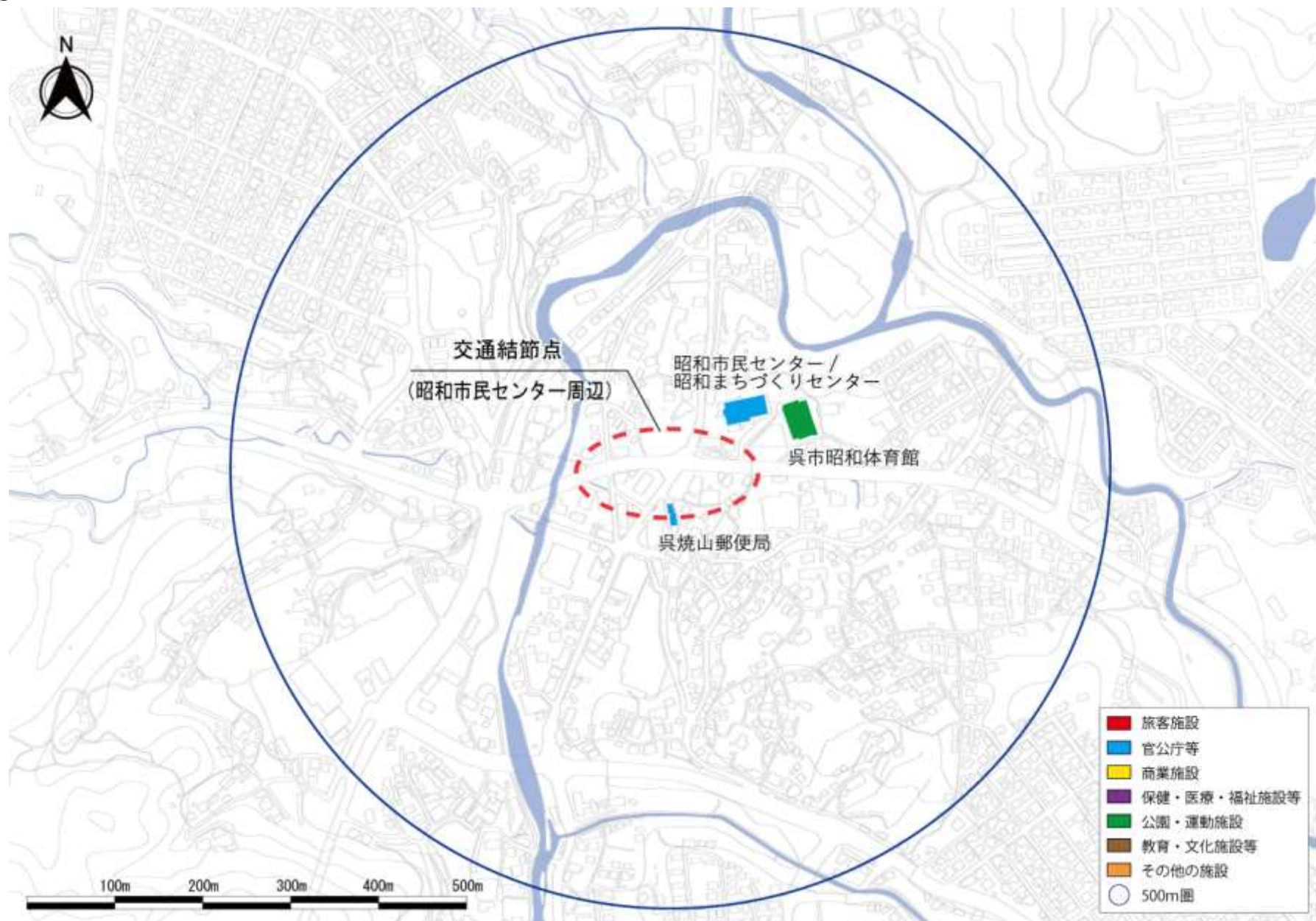
⑩ JR安登駅周辺地区



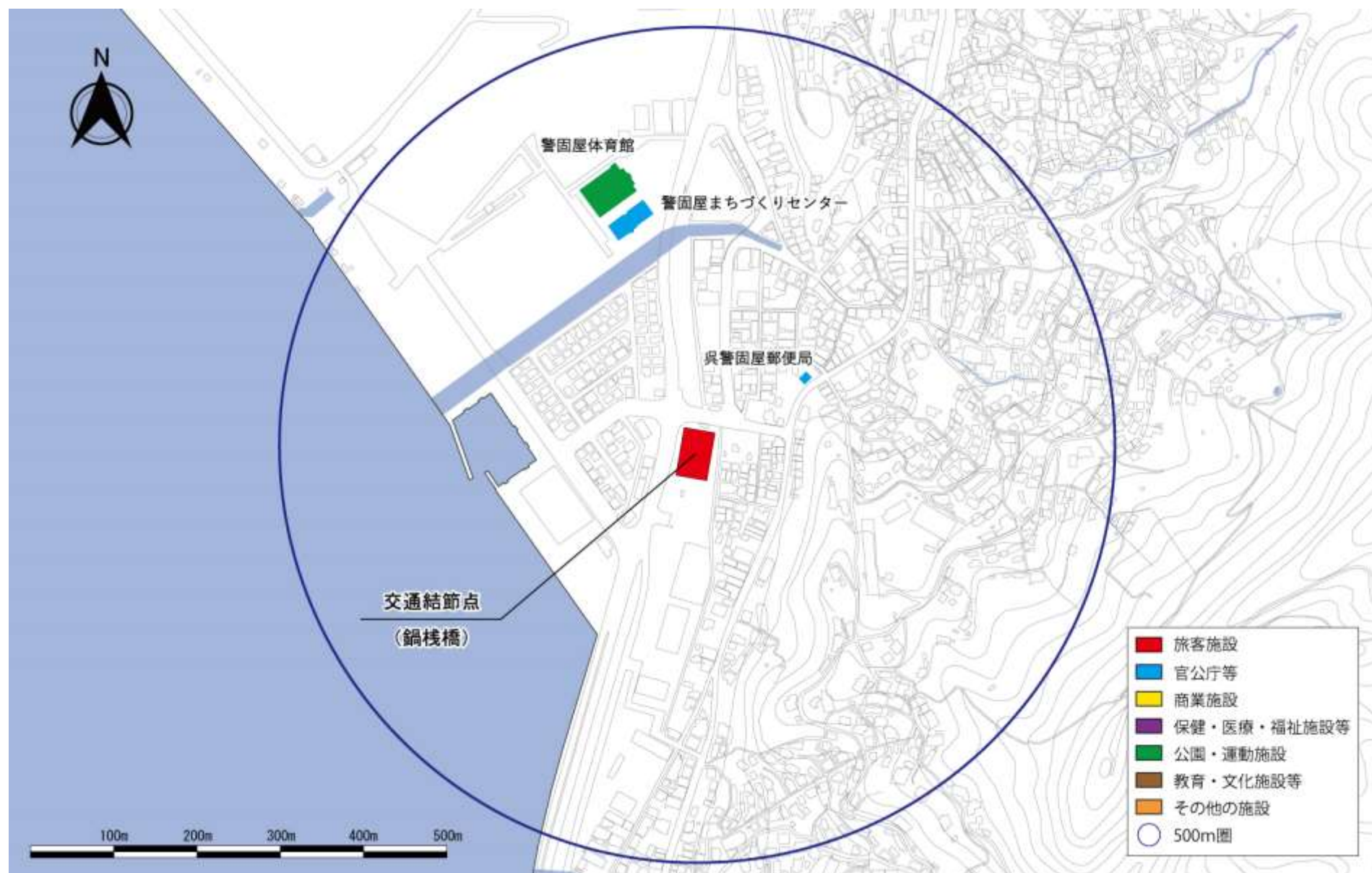
⑪ JR安浦駅周辺地区



⑫ 昭和城市民センター周辺地区



⑬ 鍋棧橋周辺地区

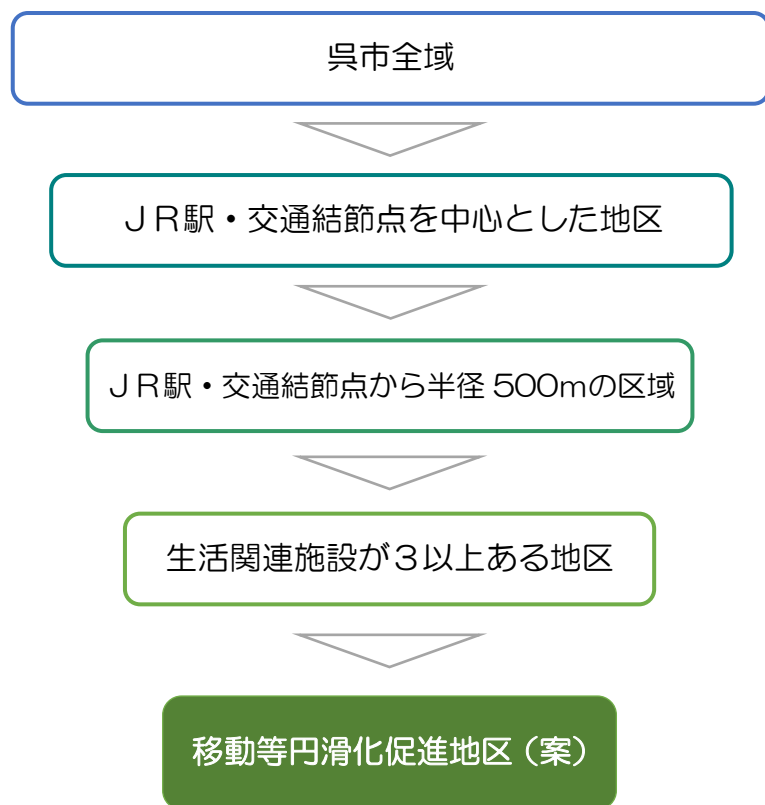


(4) 促進地区（案）の設定

これまでの検討に基づき、次のフローにより促進地区を選定した結果、下表の10地区となりました。

今後はこの促進地区（案）について、現状と課題を整理し、関係者や市民の皆様のご意見を伺いながら、促進地区設定の検討を行います。

<促進地区（案）の選定フロー>



<移動等円滑化促進地区（案）>

区分	地区名	生活関連施設の数
現行の重点整備地区	ＪＲ呉駅・呉港周辺地区	22
	ＪＲ広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区	16
新規促進地区	ＪＲ天応駅周辺地区	3
	ＪＲ吉浦駅周辺地区	3
	ＪＲ川原石駅周辺地区	3
	ＪＲ仁方駅周辺地区	3
	ＪＲ安芸川尻駅周辺地区	3
	ＪＲ安浦駅周辺地区	4
	昭和市民センター周辺地区	5
	鍋棧橋周辺地区	4

4 重点整備地区の設定

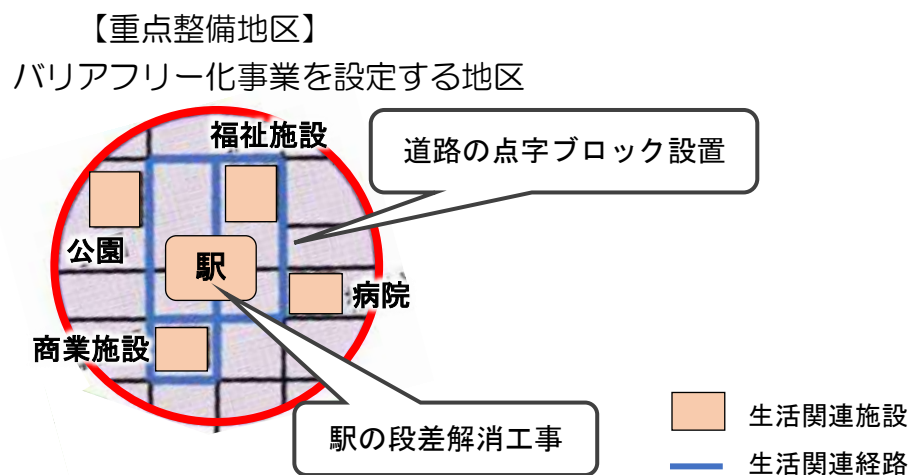
バリアフリー法に基づく要件等により、基本構想における重点整備地区を検討します。

(1) バリアフリー法における重点整備地区の要件

バリアフリー法では、重点整備地区の設定要件が次のように定められています。

- ① 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
- ② 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること
- ③ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

<重点整備地区のイメージ図>



(2) 重点整備地区の考え方

重点整備地区は促進地区のうち、生活関連施設や生活関連経路等の施設設置管理者との協議により、バリアフリー化の事業（特定事業）の設定が可能となった地区とします。

本市においては、次の地区を候補地区として、関係者や市民の皆様のご意見を伺いながら、重点整備地区設定の検討を行います。

① 現行の重点整備地区

現行の重点整備地区である「ＪＲ呉駅・呉港周辺地区」及び「ＪＲ広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区」については、これまで多くの特定事業を実施していますが、未整備の箇所が残っており、また、まちの変化に対応して新たに必要となる特定事業を検討することから、継続して重点整備地区の候補とします。

② 新たな重点整備地区

令和２年に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、移動等円滑化の目標に、一日当たりの平均的な利用者数が２千人以上３千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅が加えられています。

このため、一日当たりの平均利用者数が２千人以上３千人未満であるＪＲ吉浦駅を含む「ＪＲ吉浦駅周辺地区」を重点整備地区の候補とします。

<重点整備地区の候補>

区分	地区名	理由
現行の重点整備地区	ＪＲ呉駅・呉港周辺地区	現行の重点整備地区として、引き続きバリアフリー化事業を推進する地区
	ＪＲ広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区	現行の重点整備地区として、引き続きバリアフリー化事業を推進する地区
新たな重点整備地区	ＪＲ吉浦駅周辺地区	法改正によるバリアフリー化目標に該当する鉄道駅を含む地区